

現場レポート

「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催:令和2年1月28日(火)

・国土交通省では、平成24年4月に公共交通事故被害者等支援室を設置し、公共交通事故により被害に遭われた方への支援を行っていますが、安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画の策定をより一層すすめていくため、全国の各運輸局において公共交通事業者や業界団体、一般の方を対象とした「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催しています。

・「8.12連絡会」美谷島事務局長より、「いのちの授業」と題し、昭和60年8月に発生した日航ジャンボ機墜落事故でお子様を亡くされた当時の経験等について講話をいただきました。「事業者は、利益や効率を優先するあまり、安全対策の積み重ねを置き去りにしないで。安全には終わりがありません。」など、命の大切さと何よりも安全が優先するということを訴えられました。

・九州運輸局消費者行政・情報課片山課長より、「公共交通事故被害者支援の現状」と題し、これまでの国土交通省としての取組及び、「公共交通事故被害等支援計画」策定の必要性について説明を行いました。

・福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課渡邊課長補佐より、「福岡県警察における被害者支援業務の取り組み」と題し、福岡県警察の被害者支援の取り組みについて事件、事故が起きたとき被害者に降りかかる困難な状況にどのように支援を行うかなど、講演をいただきました。

近年では、軽井沢スキーバス事故のような重大な事故が起こっており、支援計画策定の重要性は増すばかりです。物事に100%は、ありません。万が一事故が発生した場合、事故現場での支援、その後の被害者及び被害者家族への支援が必要となってきます。どのような支援をおこなわなければいけないのか等を前もって準備する基本が「公共交通事故被害者等支援計画」となりますので、ぜひ、支援計画の策定をお願いします。



古川交通政策部長
万が一の場合、被害者への対応が迅速かつ的確な事業者に。



交通事業者をはじめ48名の参加がありました。



【8.12連絡会 美谷島事務局長:「いのちの授業」】
事故を忘れさせてはいけません。忘れられることはつらい。



九州運輸局消費者行政・情報課 片山課長
被害者支援計画の策定は必要である。



福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課 渡邊課長補佐
福岡県警察本部における被害者支援の取組について講演。